

国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者の入院時食事代の変更

法律の改正により4月1日から、入院時の1食あたりの食事代の自己負担額が変更。

区分	自己負担額
70歳未満 住民税課税世帯	260円⇒360円※1
住民税非課税世帯	210円※2
区分	自己負担額
70歳以上 住民税課税世帯	260円⇒360円※1
住民税非課税世帯	低所得者II 210円※2 低所得者I 100円※3

※1 難病や小児慢性特定疾患などは260円に据え置き。
 ※2 認定証の申請が必要。90日以上入院となった場合、申請により160円に。
 ※3 認定証の申請が必要。
 ▶詳しくは、保険医療課(☎66・1003)か西支所保健福祉係(☎77・2253)へ。

育英資金を支給

高校など(大学・専修学校は今春入学者のみ)に進学している人で、経済的に就学が困難な場合に育英資金を支給(所得要件あり)。全期分の申請は6月30日(木)までに所定の用紙(学校教育課、西支所、加佐分室に備え付け)で、7月以降は申請月以降の分から支給(入学支度金は支給されません)。

▶詳しくは、学校教育課(☎66・1072)へ。

青少年の善行表彰候補者の募集

青少年の健全育成を目的に毎年実施している「青少年善行表彰」の候補者を募集します。

【対象】

- 市内在住の満20歳以下で、次のいずれかに該当する個人か団体
- ◆高齢者・障害者等への奉仕活動など
- ◆清掃・除草等の環境美化活動など
- ◆植樹・花いっぱい運動等の自然保護・文化財愛護活動など
- ◆顕著な発明・発見等の行為など
- ◆災害防止・救助等の行為など
- ◆小さな親切等の行為など
- ◆その他(上記に相当すると考えられる行為など)

【推薦できる人】満20歳以上の個人か団体

【推薦方法】

5月31日(木)までに所定の用紙(子ども支援課などに備え付け)に必要事項を記入し郵送かファクス、電子メールで子ども支援課(☎66・1008、FAX62・9897)へ。

国民健康保険料の割賦算定方式を変更
～資産割を廃止～

市の国民健康保険料の割賦算定方式を変更します。現在は所得割(前年所得に応じて計算)、資産割(固定資産税額に応じて計算)、平等割(一世帯当たり)、均等割(加入者数に応じて計算)の合計による四方式で算出しており、平成30年度から資産割を除く三方式へ変更。資産割廃止に伴う減少分は、所得割で補充します。

平成28年度と29年度の2年間、資産割の割合を現行の半分とし、段階的に引き下げることで、保険料の急激な変化を抑制します。

▶詳しくは、保険医療課(☎66・1003)か西支所保健福祉係(☎77・2253)へ。

固定資産の価格などの縦覧 5月2日まで

所有している固定資産と市内の土地・家屋の価格が比較できる「固定資産縦覧帳簿」を見ることができます。土地区分には所在地・地目・地積・評価額、家屋区分には所在地・用途・床面積・構造・家屋番号・評価額が記載。

【期間】5月2日(月)までの平日、8時30分～17時

【場所】税務課

【縦覧対象者】固定資産税(土地・家屋)の納税者本人か委任状を持った代理人

◆価格に不服がある場合

固定資産税の価格に不服がある場合は、審査を申し出ることができます。期間は納税通知書を受け取った日の翌日から3か月以内。

◆課税台帳の閲覧

土地や家屋などの所有者、その代理人、借地・借家人は土地や家屋などの課税台帳を随時閲覧できます。免許証などの本人確認ができるものが必要。代理人は委任状、借地・借家人は契約が確認できる書類が必要。

▶詳しくは、税務課(☎66・1027)へ。

固定資産税の納税通知書を送付

市内に土地や家屋などを所有している人に、平成28年度固定資産税の納税通知書を発送します。課税内容は同封の課税明細を確認を。

《郵便局やコンビニでの納付》

固定資産税は、近畿2府4県のゆうちょ銀行や郵便局、全国のコンビニ各店舗でも納付できます(30万円を超える納付はコンビニでは不可)。

▶詳しくは、税務課(☎66・1027)へ。

児童扶養手当の月額変更

平成28年4月から、児童扶養手当の月額が変更になります。

変更月	平成27年4月～	平成28年4月～
全部支給	42,000円	42,330円
一部支給	9,910円～41,990円	9,990円～42,320円
振込月	平成27年8月	平成28年8月

※児童が2人のときは上記の金額に5,000円を加算。3人目からは1人増えるごとに3,000円を加算。

▶詳しくは、子ども支援課(☎66・1094)へ。

狂犬病予防集合注射のご案内

【日程】◆西・加佐地区…4月11日(月)～14日(木)

◆東・中地区…4月18日(月)～21日(木)

【場所】市内の集会場など70か所

【対象】生後91日以上の飼い犬

【料金】◆登録犬…3,200円

◆未登録犬…6,200円



※未登録犬の料金には登録手数料も含む

▶詳しくは、生活環境課(☎66・1064)へ。

文化財などの保全事業に補助

地域の中で守られてきた文化財や伝統行事を後世に継承していくための事業に対して補助します。詳細は次のとおり。

【対象】◆文化財の修理 ◆収蔵庫の設置・修繕

◆芸能備品の購入・修繕 ◆芸能記録の作成

◆伝承教室の開催 ◆説明板の設置 など

【申し込み方法】各自治会長あてに送付する申請書に必要な事項を記入し、5月27日(金)までに文化振興課へ。

▶詳しくは、文化振興課(☎66・1019)へ。

西総合会館改修工事のお知らせ 6月上旬まで

エレベーター改修工事の実施に伴い、6月上旬(予定)まで同館のエレベーターが利用できません。

また、土・日、祝日および平日夜間に騒音振動を伴う工事を実施する予定ですが、工期などの都合により平日の日中も騒音などが発生する場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

▶詳しくは、西支所総務係(☎75・2250)へ。

平成27年 国勢調査の結果

昨年10月1日に実施した国勢調査の速報値がまとまりました。舞鶴市の人口と世帯数は次のとおりです(2月26日、総務省発表)。

【人口】84,016人(4,653人減=平成22年の調査と比較)

【世帯数】34,702世帯(802世帯減=同)

◆人口予想クイズの結果

◆ピタリ賞…なし

◆ニアピン賞…宮本帆乃華さん(若浦中)

国勢調査の実施に合わせ、募集していた10月1日現在の舞鶴市の「人口予想クイズ」に280通の応募がありました。

宮本帆乃華さん(若浦中)が正解との誤差3人でニアピン賞を獲得。正解に近かったほかの7人にも賞品を進呈しました。

▶詳しくは、総務課(☎66・1044)へ。

都市計画(下水道)を変更

舞鶴市公共下水道の東処理区と西処理区について、良好な都市環境の形成を図るため、都市計画決定を実施。内容は都市計画課で縦覧できます。

▶詳しくは、都市計画課(☎66・1048)へ。

市税などの納付は便利な口座振替をご利用ください!

市税や保険料などの納付は、窓口まで出向く必要がなく納め忘れがない便利な口座振替で。

【口座振替ができる金融機関】

◆京都銀行(全店) ◆京都北都信用金庫(全店)

◆ゆうちょ銀行(全店)

◆その他、市内に支店のある金融機関(市内支店)。

【申し込み方法】

◆金融機関…通帳と届出印、通知書などを持参し窓口で。

◆市役所…金融機関のキャッシュカード、本人確認書類(運転免許証など)を持参し各支払い窓口で。

【口座振替ができる税と料金】

◆市税(市・府民税、固定資産税、軽自動車税)

◆国民健康保険料 ◆介護保険料・後期高齢者医療保険料

◆市営住宅使用料 ◆上下水道使用料

◆利用者負担額(保育料) など

※市役所では、京都丹の国農業協同組合、京都府信用漁業協同組合連合会、京滋信用組合の口座からの振替申し込みはできません。※年金・給与などから差し引かれている場合など、口座振替による支払ができない場合があります。

▶詳しくは、債権管理課(☎66・1007)へ。